

へき地手当																					
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給与に関する条例第15条 ・職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 ・へき地教育振興法第5条の2 ・公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知） 																				
手当の 概要	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地や離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校（へき地学校、へき地に準ずる学校）並びに共同調理場に勤務する職員に支給される手当です。																				
手当の 沿革	<p>国の給与法に定める手当ではなく、へき地教育振興法に基づく手当であり、昭和33年にへき地教育振興法の一部が改正され、従来、特殊勤務手当として支給されていたものが「へき地手当」として支給されることになったものです。</p> <p>また、昭和35年には、給与法の一部改正により、遠隔地手当（のちの特地勤務手当）とへき地手当はそれぞれ別のものとして明確化され、さらに、昭和45年給与法の一部改正に伴うへき地教育振興法の一部改正により、へき地学校に準ずる学校に対しても、へき地手当を支給すること及びへき地手当に準ずる手当が支給されることとなり、現在に至っています。</p>																				
支給要件	県の条例で指定するへき地学校並びにへき地に準ずる学校及び共同調理場に勤務する職員に、その勤務する間支給。																				
支給額	<p>（給料月額＋扶養手当）×支給割合 平成17年4月1日～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">へき地学校及び共同調理場</th> <th rowspan="2">へき地学校に準ずる学校及び共同調理場</th> </tr> <tr> <th>級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給割合</td> <td>3/100</td> <td>5/100</td> <td>7/100</td> <td>14/100</td> <td>18/100</td> <td>1/100</td> </tr> </tbody> </table>	へき地学校及び共同調理場						へき地学校に準ずる学校及び共同調理場	級	1級	2級	3級	4級	5級	支給割合	3/100	5/100	7/100	14/100	18/100	1/100
へき地学校及び共同調理場						へき地学校に準ずる学校及び共同調理場															
級	1級	2級	3級	4級	5級																
支給割合	3/100	5/100	7/100	14/100	18/100	1/100															
支給手続	届を提出することなく自動で支給																				

Q	<p>同じ学校に勤務しているA教諭（平成14年4月1日赴任）とB教諭（平成17年4月1日赴任）は、給料の号給は同じなのにへき地手当の月額が違います。どうしてでしょうか。</p>
A	<p>平成17年3月24日付けの高知県教育長通知文書にあるように、へき地手当の見直しがされ、平成17年4月1日から施行になりました。</p> <p>従って、平成17年4月1日以後に異動になった職員は改正後の支給割合が適用になります。</p> <p>また、平成16年度末日においてへき地手当の支給を受けていた職員については、公立学校職員の給与に関する条例第15条（5）にあるように、新手当の月額が旧手当の月額に達しないこととなるものについては、平成16年度末日に勤務していた小学校、中学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合、新手当の月額が旧手当の月額に達するまでの間、旧手当の月額に相当する額のへき地手当が支給されるとなっていますので同じ学校に勤務する職員で号給が同じであっても、へき地手当の月額が違ってきます。</p> <p>※但し、同じ年に赴任し、同じ号給であっても $(給料月額 + 扶養手当) \times 支給割合 = 支給額$ なので、扶養手当の額によりへき地手当の月額が違ってきます。</p>
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例第15条 ・ 職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 ・ へき地教育振興法第5条の2 ・ 公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知） （平成17年3月24日 16高教職第1421号）

へき地手当に準ずる手当

<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例第15条の2 ・ 職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 ・ へき地教育振興法第5条の3 ・ へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）（平成13年12月18日 13教職第449号） ・ 「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）（平成17年3月24日 16高教職第1419号）
<p>手当の 概要</p>	<p>へき地学校等への異動に伴い、住居を移転した職員又は職員の勤務する学校等が移転してへき地学校等に該当することとなった場合、これに伴って住居を移転した職員に一定期間支給される手当です。</p>
<p>手当の 沿革</p>	<p>昭和33年にへき地教育振興法の一部が改正され、従来、特殊勤務手当として支給されていたものが「へき地手当」として支給されることになりました。</p> <p>また、昭和35年には、給与法の一部改正により、遠隔地手当（のちの特地勤務手当）とへき地手当はそれぞれ別のものとして明確化され、さらに、昭和45年の給与法の一部改正に伴うへき地教育振興法の一部改正により、へき地学校に準ずる学校に対しても、へき地手当を支給すること及びへき地手当に準ずる手当が支給されることとなりました。</p>
<p>支給要件</p>	<p>へき地学校等に異動したために住居の移転を余儀なくされた職員。（自宅に居住する場合を除く）</p> <p>※原則として異動後の学校の中学校区へ移転した場合。但し、適切な住居がない場合にあっては、当該市町村又は隣接の市町村内に住居を移転した場合で、特に市町村教育委員会が認める職員についても支給可能。</p> <p>【支給期間】</p> <p>異動に伴い住居を移転した日から起算して3年に達する日まで。</p> <p>※技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等直後の学校に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては6年。</p>
<p>支給額</p>	<p>5年に達するまでの間 (給料月額+扶養手当) × 4 / 100</p> <p>5年に達した後 (給料月額+扶養手当) × 2 / 100</p>
<p>支給手続</p>	<p>「へき地等学校に勤務する職員の住居届」・・・すみやかに地教委へ提出 添付書類・・・住民票 借家契約書等の写し</p>

<p>Q</p>	<p>へき地校に異動になり、校区内に転居しました。 自己都合により再転居した場合、へき地手当に準ずる手当は引き続き支給されますか。</p>
<p>A</p>	<p>現住居より勤務校に近くなる、遠くなる、いずれの場合も自己都合で再転居をする場合は支給されません。 また、新築・購入等により自宅に居住することとなった場合も支給されません。</p> <p>※支給要件の喪失届を提出</p> <p>但し、やむを得ない理由（借家等の修繕により転居を行う必要がある場合、災害等により借家等の転居を行う必要がある場合等）により再転居をする場合は引き続き支給されます。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例第15条の2 ・ 職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 ・ へき地教育振興法第5条の3 ・ へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）（平成13年12月18日 13教職第449号） ・ 「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）（平成17年3月24日 16高教職第1419号）

根拠となる法令等

へき地教育振興法 昭和29年6月1日法律第143号

(へき地手当等)

第5条の2 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校並びに共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教員及び職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教員及び職員（次条第1項において「再任用教職員」という。）を除く。）に対して、へき地手当を支給しなければならない。

2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。

3 へき地学校等が該当学校に勤務する教員及び職員に対し調整手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と調整手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。

第5条の3 都道府県は、教員又は職員（再任用教職員を除く。以下「教職員」という。）が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下この条において「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って教職員が住居を移転した場合において、当該異動直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が僻地学校等又は特別の地域に所在する学校等で文部科学省令で定める基準に従い条例で定めるところにより、当該異動又は学校等の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校等の移転の日から起算して3年を経過する際文部科学省令で定める基準に従い条例で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

2 都道府県は、新たにへき地学校等又は前項の規定により条例で指定する学校等に該当することとなった学校等に勤務する教職員の内、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、文部科学省令で定める基準に従い条例で定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

16高教職第1421号

平成17年 3月24日

各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知）

平成17年3月17日に公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決され、また、関連する人事委員会規則等も改正されました。

主な改正等の概要は下記のとおりですが、条例及び規則の改正内容の詳細は、平成17年3月29日付けの県公報に登載される予定です。

なお、市町村(学校組合)教育委員会にあっては、管内学校にも周知くださるようよろしくお願いいたします。

記

1 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

(中略)

(2) 諸手当の見直し

ア ヘキ地手当

指定された小学校等に勤務する職員に対し支給されるヘキ地手当について、支給割合を次のとおりに改めたこと。

級地	支給割合	
	改正後	改正前
1級地	100分の3	100分の8
2級地	100分の5	100分の12
3級地	100分の7	100分の16
4級地	100分の14	100分の20
5級地	100分の18	100分の25
準ずる学校等	100分の1	100分の4

(中略)

4 施行日

平成17年4月1日から施行する。

各市町村（学校組合）教育長
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて（通知）

職員が学校を異にして異動し当該異動に伴って住居を移転した場合又は、職員の勤務する学校が移転し当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地等学校等及び特地県立学校並びに準特地県立学校（以下「へき地学校」という。）に該当するときに支給されるへき地手当に準ずる手当及び特地手当に準ずる手当の支給については、公立学校職員の給与に関する条例の規定により支給することとなりますがこの認定の基準等については、下記のとおり取扱うものとしします。

なお、これに伴い、へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（昭和50年4月21日付50義第75号、50教高第110号）は廃止します。

また、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、貴管内の学校に対しても周知徹底をお願いします。

記

- 1 原則としてへき地学校の所在する市町村内又は隣接する市町村内へ住居を移転した場合に支給できるものとする。
- 2 当該異動の日から1年以内に住居を移転した場合に限り支給できるものとし、住居移転の日が当該異動の日から1年を越えている場合は、異動に伴う住居の移転とは認めない。
ただし、病気休暇、休職又は、天災地変等真にやむを得ない事情により住居の移転ができなかった場合はこの限りではない。
- 3 異動または学校移転に伴って住居を移転した後再び住居の移転をした場合は、へき地学校の所在する市町村内又は隣接する市町村内へ住居を移転した場合に限り引き続いているもののみなして支給できるものとする。
- 4 新採用職員についても同様の取扱いとする。
- 5 期限付任用教職員についても新採用職員との関係を考慮のうえ正規職員に準じて取扱うものとする。
- 6 異動または学校移転に伴って住居を移転した場合、手当を受給している職員が転居した場合及び住居の移転を伴わず新たなへき地学校へ異動した場合には、別紙様式によって、すみやかに届出なければならない。
- 7 支給は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始するものとする。
ただし、届出を受理した日が、これに係る事実の生じた日から15日以内の場合は、その事実の生じた日から開始するものとする。
- 8 届出する場合は、小・中学校にあっては、市町村（学校組合）教育委員会を經由して、また県立学校にあっては、直接、教職員課給与班へ提出するものとする。
- 9 この取扱いは、平成14年1月1日から適用する。

16高教職第1419号

平成17年 3月24日

各市町村（学校組合）教育長
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長
(公印省略)

「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについては、
条例、規則で定めるもののほか、平成13年12月18日付け13教職第449号「へ
き地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）」
によることとしていますが、平成17年2月2日付けの「教職員団体交渉の結果等
について」でお知らせしましたとおり、手当の支給対象者の見直しを行うことと
したことから、標記通知を別紙のとおり一部改正しましたので取扱いにご留意く
ださい。

また、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、貴管内の学校に対し
ても周知徹底をお願いします。

記

○主な改正内容

項目	新	旧
支給対象となる地域	原則としてへき地等学校等の存する地域の中学校区の範囲	原則としてへき地等学校等の存する市町村又は隣接する市町村
上記地域の特例	中学校区に居住すべき適切な住居がない場合で中学校区外の最寄の住宅に居住する場合にあっては、市町村教育委員会等が認める場合にのみ支給が可能	無
支給対象となる住宅区分	いわゆる自宅の場合は該当しない	住宅区分は問わない
新規採用者（期限付職員を含む）の取扱い	異動には該当しないため、手当の対象とならない	手当の対象として取り扱う
再移転の場合の取扱い	原則として自己都合による移転後の再移転は認めない	支給対象となる地域への再移転は認める
添付書類	住民票の写し 借家等の契約書写し	住民票の写し

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて（通知）にかかる留意事項等

高知県教育委員会事務局
教職員課

- 1 通知の記1に記載する「自宅」とは、自ら居住するための住居を有償により借り受けているもの（以下「借家等」という。）以外の住居をいう。
借家等には、職員自らが契約を行った住居のほか配偶者等が契約をしている住居が含まれるものであること。
- 2 通知の記3に記載する「適切な住居がない場合」とは、借家等がない場合のほか、地域の一般的な住宅環境と比較し、建物の傷み等のために居住することに支障が生じるなど、居住する適切な借家等がない場合や、居住しようとする人員に適した規模、広さの借家等がない場合をいう。
- 3 異動等による移転に採用による移転は含まれない。
- 4 特に市町村教育委員会（県立学校にあっては学校長）が認める場合であっても、基本は中学校区に限られるので、中学校区外に居住する場合であっても中学校区の最寄の借家等への居住が原則となること。
- 5 異動等による移転（職員が学校若しくは共同調理場を異にして異動し当該異動に伴って住居を移転した場合又は職場の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合）後に更に移転をする場合にあっては、その移転がやむを得ない場合に限り継続して支給できるものとし、自己都合による移転については原則として支給することができないこと。
移転がやむを得ない場合とは、借家等の修繕により転居を行う必要がある場合、災害等により借家等の転居を行う必要がある場合等をいうものであること。

特殊勤務手当

<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例 ・ 職員の給与の支給等に関する規則 ・ 公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて(通知) (平成19年3月12日 18高教職第1315号) ・ 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正及び技能職員の給与及び旅費に 関する就業規則の一部改正について(通知) (平成20年12月19日 20高教政第1227号)
<p>手当の 概要</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規程に基づき、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて各団体が条例で支給することができることとされている手当です。</p> <p>また、本来対象となる業務に従事した場合ごとに支給されるべきものであることから、個々の職務の特殊性に応じて、原則として日額又は件数当たりの額で支給することが妥当とされています。</p>
<p>手当の 沿革</p>	<p>昭和23年に「政府職員の新給与実施に関する法律」が立法化されたことに伴い同年に総理府が制定した「都道府県職員新給与実施要領」において〈手当の概要〉に記載したような考え方が示されましたが、当時は、給料のほかに手当をつける慣習が広く行われ、複雑雑多な手当となっていたため、思想的な統一をはかれず暫定的な手当としての性格のまま推移しました。</p> <p>その後、地方公務員の給与については、昭和31年の地方自治法の改正により、新たに給与の種類が法定されたことにより特殊勤務手当についても明示されることとなり、昭和35年に国が恒久的な制度としたことに伴い、同年の自治庁通知により現行のようなスタイルが確立されました。</p> <p>以降、総務省は、特殊勤務手当制度本来の趣旨に合致しないものについて、地方公共団体に対し、内容の見直し及び適正化を助言してきましたが、平成16年12月には、重点的な見直しを促すために、平成15年度における特殊勤務手当の支給状況を下記の3点の観点で特別調査を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当の状況 2. 他の手当又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当の状況 3. 月額支給等となっている特殊勤務手当の状況 <p>その結果、必要性・妥当性を改めて検証し、いくつかの手当を新設する一方、必要性の少なくなった手当については、整理する等の改廃を経て現在に至っています。</p>

手当の種類	多学年学級担任手当	支給要件	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭、助教諭または講師が、多学年学級における授業又は指導に従事した時	
		支給額	3以上の学年…1日当たり350円 2以上の学年…1日当たり290円	
		支給手続	月例報告で日数を報告する	
	添削手当	略		
	用地交渉手当	略		
	教員特殊業務手当	非常災害時の緊急業務	支給要件	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で業務した時間が 週休日又は休日等・・・日中8時間程度 その他の日・・・正規の勤務時間以外のうち午後5時15分から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度のもの
			支給額	非常災害…1日当たり6,400円 救急業務…1日当たり6,000円 補導業務…1日当たり6,000円
			支給手続	月例報告で日数を報告する
	特殊業務手当	修学旅行・林間・臨海学校等における指導業務	支給要件	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る）の業務に従事した時間が8時間程度であること
			支給額	1日当たり…3,400円
			支給手続	月例報告で日数を報告する
		対外運動競技等における指導業務	支給要件	人事委員会が定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率しておこなう業務に従事した時間が8時間程度であること
			支給額	宿泊を伴うもの…1日当たり3,400円 週休日又は休日等…1日当たり3,400円
			支給手続	月例報告で日数を報告する
		部活動の指導業務	支給要件	学校の管理下において行われる部活動における児童生徒に対する指導業務で週休日若しくは休日等において、業務に従事した時間が2時間以上であること
			支給額	4時間以上…1日当たり2,400円 2時間以上4時間未満…1日当たり1,200円
支給手続			月例報告で日数を報告する	
入学試験の監督等の業務		略		
教育業務連絡指導手当	支給要件	主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言にあたるもの		
	支給額	1日当たり…200円		
	支給手続	月例報告で日数を報告する		
特殊教育諸学校部主事手当	略			

<p>Q</p>	<p>A教諭は、3・4年の学級担任です。</p> <p>インフルエンザ等により臨時休校になった場合、その日は多学年手当を支給することができますか。</p>
<p>A</p>	<p>出勤していれば支給されます。</p> <p>臨時休校等で、担任している子どもが登校しなくても、間接的な指導（授業の準備や連絡等）がなされていると解釈され、課業期間中であれば支給されます。</p> <p>通知文 18高教職第1315号における質疑応答集、問21参照</p> <p>尚、長期休業中においては、学校登校日及び臨海学校等（学校が計画し、かつ実施したものに限る。）において、授業又は指導に従事した時にのみ支給できるものとされています。この場合、あらかじめ計画された学級全体に係わる指導であれば支給対象となりますが、希望者を募ったようなものであれば支給対象とはなりません。</p>
<p>根拠法規及び通知文書</p>	<p>・公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（通知） （平成19年3月12日 18高教職第1315号）</p>

<p>Q</p>	<p>対外運動競技でも3,400円、部活動は2,400円、時給に直すと400円程度です。あまりにも安いという声がありますが、どうしてですか。</p>
<p>A</p>	<p>特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」とみとめられるもの」に従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当です。</p> <p>特殊業務手当は、この特殊勤務手当の一部であり、支給要件として「週休日又はこれに相当する日に行われ心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶときであること」とされ、心身に著しい負担を与えると認められる程度として、対外運動競技等では8時間程度、部活動では2時間以上であることとされています。特殊勤務手当に該当する業務に従事しかつ支給要件を満たしていれば支給されるものであり、超過勤務手当とは異なりますので、時給に換算すること自体が間違いです。</p> <p>ちなみに、県職員の特殊勤務手当の例としては、</p> <p>県税の賦課徴収の業務に従事する職員・・・1日当たり 500円</p> <p>死体処理の作業に従事する職員・・・1日当たり 1000円</p> <p>放射線の業務に従事する職員・・・1日当たり 340円</p> <p>台風時等に危険を伴う作業に従事する職員・・・1日当たり 820円を 超えない範囲で人事委員会規則で定める額</p> <p>交通を遮断することなく行う道路上の作業等に従事する職員・・・ 1日当たり300円 等々</p> <p>となっています。特殊業務手当は安い？いかがでしょうか？</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例 ・ 職員の給与の支給等に関する規則 第7条 ・ 特殊勤務手当の運用について（通知） （平成9年12月19日 9高人委第194号） ・ 教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取り扱いについて

<p>Q</p>	<p>1泊2日の宿泊体験学習を学校で実施する計画をしています。 教員特殊業務手当の支給に該当しますか。</p>
<p>A</p>	<p>校内で実施されるものは原則として該当しません。ただし、校外で実施される林間学校等と同等の形態で実施されるものであれば例外的に該当すると取り扱っており、平素と異なった環境のもと（いわゆる学校外）でオリエンテーリングなどを実施し、宿泊場所が会場の都合から学校となった場合等がその例としてあげられます。</p> <p>手当対象となる業務に従事した時間については、その指導業務が開始した時間（出発）から終了し解散するまでの時間で、就寝時間は含まないものです。</p> <p>児童・生徒の引率業務なので、児童・生徒と一緒に行動していることという実態により判断します。</p> <p>例えば、学校で通常の授業をした後、宿泊体験学習を実施する場合であれば、通常の授業体系を離れた時点から開始したものとなります。また、終了後学校において通常の勤務に戻った時間については対象にはなりません。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例 第16条 ・ 職員の給与の支給等に関する規則 第7条 ・ 特殊勤務手当の運用について（通知） （平成9年12月19日 9高人委第194号） ・ 教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取り扱いについて

Q	<p>特殊勤務手当の支給要件である「学級数」はどのように数えますか？特に、30人学級（35人学級）、特別支援学級の扱いはどうなりますか？</p>																																																																
A	<p>「学級数」については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条」に基づく高知県教育委員会の同意を受けた学級数です。30人学級（35人学級）の扱いについては、本来の定数上の学級数40人学級としてカウントします。</p> <p>また、特別支援学級の扱いについては次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一の学年の児童・生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1、学年の学級数としては当該学年の学級数にカウントします。 ・複数の学年の児童・生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1、学年の学級数としては当該学年のいずれの学級数にもカウントしません。 <p><例示></p> <p>A学校の学級数等は次のとおりです。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><通常の学級></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>児童数</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年</td><td>68</td><td>3</td></tr> <tr><td>2年</td><td>82</td><td>3</td></tr> <tr><td>3年</td><td>72</td><td>3</td></tr> <tr><td>4年</td><td>75</td><td>2</td></tr> <tr><td>5年</td><td>78</td><td>2</td></tr> <tr><td>6年</td><td>82</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p><特別支援学級></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級</th> <th>児童数</th> <th>該当学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>知的障害</td><td>2</td><td>1・2年</td></tr> <tr><td>肢体不自由</td><td>1</td><td>3年</td></tr> <tr><td>言語障害</td><td>2</td><td>5年</td></tr> <tr><td>情緒障害</td><td>5</td><td>4・6年</td></tr> </tbody> </table> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>小学校1・2年生の30人学級編成、3年生の35人学級編成に係る研究校の指定を受けています。</p> </div> <p>この場合のそれぞれの学年主任手当（3学級以上の学年で支給）は、特別支援学級は単学年で構成されている場合、該当学年の学級数にカウントされますので、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常の学級 (40人学級)</th> <th>特別支援学級 (単学年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>2年</td><td>3</td><td>—</td></tr> <tr><td>3年</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>4年</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>5年</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>6年</td><td>3</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <div style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">⇒</div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年主任手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>支給されない</td></tr> <tr><td>支給される</td></tr> <tr><td>支給される</td></tr> <tr><td>支給されない</td></tr> <tr><td>支給される</td></tr> <tr><td>支給される</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>ということになります。</p>	学年	児童数	学級数	1年	68	3	2年	82	3	3年	72	3	4年	75	2	5年	78	2	6年	82	3	学級	児童数	該当学年	知的障害	2	1・2年	肢体不自由	1	3年	言語障害	2	5年	情緒障害	5	4・6年		通常の学級 (40人学級)	特別支援学級 (単学年)	1年	2	—	2年	3	—	3年	2	1	4年	2	—	5年	2	1	6年	3	—	学年主任手当	支給されない	支給される	支給される	支給されない	支給される	支給される
学年	児童数	学級数																																																															
1年	68	3																																																															
2年	82	3																																																															
3年	72	3																																																															
4年	75	2																																																															
5年	78	2																																																															
6年	82	3																																																															
学級	児童数	該当学年																																																															
知的障害	2	1・2年																																																															
肢体不自由	1	3年																																																															
言語障害	2	5年																																																															
情緒障害	5	4・6年																																																															
	通常の学級 (40人学級)	特別支援学級 (単学年)																																																															
1年	2	—																																																															
2年	3	—																																																															
3年	2	1																																																															
4年	2	—																																																															
5年	2	1																																																															
6年	3	—																																																															
学年主任手当																																																																	
支給されない																																																																	
支給される																																																																	
支給される																																																																	
支給されない																																																																	
支給される																																																																	
支給される																																																																	
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事委員会規則等の一部改正について（通知） （平成12年5月23日 12教職第112号） ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条 																																																																

根拠となる法令等

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

(学級編成の標準)

第3条の2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編成の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編成の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編成する学級	40人
	2の学年の児童で編成する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編成する学級	40人
	2の学年の児童で編成する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

(学級編制)

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会の同意)

第5条 市（特別区を含む。第8条第3号並びに第8条の2第1号及び第2号において同じ。）町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変更についても、また同様とする。

※参 考 平成19年3月12日付け18高教第1315号により廃止となっているが、参考とする

教員特殊業務手当の支給の対象となる対外運動競技等

昭和48年2月16日
47義第860号

1 対外運動競技等のうち体育的行事

学校種別	行事名	種目数		主催者	引率人員基準
		男	女		
小学校	1 陸上記録会			県教委、開催教委、県都市小体連	1校1名 ただし出場者 が20名以上の場 合は2名以内
	2 水泳記録会			県教委、開催教委、県都市小体連	
	3 ホール運動交歓会			開催教委、都市小体連	
中学校	1 高知県中学校総合体育大会	13	8	県教委、県地教連、県中体連（野球は高知新聞社と共催）	1種目1校1名 ただし、男女 別会場別に出場 ぞれ1名を加え ることができる。
	2 郡市中学校総合体育大会（県体予選会）	15	10	開催教委、都市地教連、郡市中体連	
	3 高知県中学校種目別競技春季大会	11	8	県中体連、種目別競技団体	
	4 高知県中学校種目別競技秋季大会	13	9	県中体連、種目別競技団体	
	5 高知県中学校種目別競技冬季大会（新人戦）	8	6	県中体連、種目別競技団体	
	6 高知県中学校選抜野球大会			県中体連、県野球協会、テレビ高知、サンケイ新聞高知支局	
	7 高知県中学校選抜野球大会都市予選会			開催教委、郡市中体連	
	8 高知県中学校陸上競技新人大会			県中体連、高知陸協	
	9 県下中学校通信陸上競技大会（4会場）			県中体連、高知陸協	
	10 中学高新ロードレース			県中体連、高知陸協、高知新聞社	
	11 高新中学駅伝			県中体連、高知陸協、高知新聞社	
	12 高知県選手権水泳競技大会			県中体連、県水連	
	13 県下中学校学年別水泳大会			県中体連、県水連	
	14 郡市中学校種目別競技大会	15	10	都市地教連、開催教委、郡市中体連	
	15 町村中学校種目別競技大会	13	8	開催教委	
	16 四国中学校総合体育大会	12	8	四国4県教委、四国中体連、開催教委	
	17 高知県中学校野球選手権大会			県中体連、高知新聞社、高知放送	
	18 全国中学校選抜競技大会	16	13	全国中体連、種目別競技団体、開催都道府県教委	
	19 国民体育大会地区予選会			開催県教委、開催県体育協会	
	20 国民体育大会			文部省、開催県、日体協	
	21 高知放送杯中学校招待野球大会			伊野町教委 RKC高知放送	
高等学校	略			略	

2 対外運動競技等のうち学芸的行事

学校種別	行事名	主催者		引率人員基準
小学校	1 高知県器楽コンクール（ピアノ以外の部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、高知放送、（教育文化祭）		各大会1校1名 ただし出場者 が20名以上の場 合は2名以内
	2 高知県器楽コンクール（ピアノの部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、高知放送、（教育文化祭）		
	3 高知県唱歌コンクール（合唱の部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、（教育文化祭）		
	4 高知県唱歌コンクール（独唱、重唱の部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、（教育文化祭）		
	5 高知県小中学校音楽会	県教委、県地教連、開催教委、（教育文化祭）		
	6 高知県体操とダンスの発表会	県教委、県地教連、高知県体操協会、小体連、中体連、高体連、高知新聞社、高知放送、（教育文化祭）		
	7 高知県児童生徒科学研究発表会	県教委、県地教連、土佐教育研究会、（教育文化祭）		
	8 高知県児童生徒科学研究発表会郡予選会	開催教委、土佐教育研究会		
	9 四国児童生徒科学研究発表会	開催県教委、四国各県科学教育研究会		
	10 高知県小・中学校吹奏楽祭	県教委、（教育文化祭）		
	11 管楽器ソロコンテスト	県吹連		

※参 考

学校種別	行事名	主催者	引率人員基準
中学校	1 高知県器楽コンクール（ピアノ以外の部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、高知放送、（教育文化祭）	各大会1校1名 ただし出場者が20名以上の場合は2名以内
	2 高知県器楽コンクール（ピアノの部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、高知放送、（教育文化祭）	
	3 高知県唱歌コンクール（合唱の部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、（教育文化祭）	
	4 高知県唱歌コンクール（独唱、重唱の部）	県教委、県地教連、土佐教育研究会、県音研、（教育文化祭）	
	5 高知県小中学校音楽会	県教委、県地教連、開催教委、（教育文化祭）	
	6 高知県吹奏楽アンサンブルコンテスト	県吹連	
	7 高知県吹奏楽コンクール	県教委、県地教連、県吹連、（教育文化祭）	
	8 全四国吹奏楽コンクール	四国吹奏楽連盟、県吹連	
	9 高知県体操とダンスの発表会	県教委、県地教連、高知県体操協会、小体連、中体連、高体連、高知新聞社、高知放送、（教育文化祭）	
	10 高知県児童生徒科学研究発表会	県教委、県地教連、土佐教育研究会、（教育文化祭）	
	11 高知県児童生徒科学研究発表会郡予選会	開催教委、土佐教育研究会	
	12 四国児童生徒科学研究発表会	開催県教委、四国各県科学教育研究会	
	13 県下中学校高等学校英語弁論大会	県教委、県地教連、土佐教育研究会、高等学校教育研究会、毎日新聞社高知支局、（教育文化祭）	
	14 県下中学校ディクティションコンテスト	土佐教育研究会	
	15 高松宮杯全日本中学校英語弁論大会（高知県大会）	県教委、県地教連、読売新聞社高知支局、（教育文化祭）	
	16 高知県小・中学校吹奏楽祭	県教委、（教育文化祭）	
	17 管楽器ソロコンテスト	県吹連	
高等学校	略	略	

備考：① 上記1及び2以外の対外運動競技等であって、昭和48年2月2日付け人委第206号1の6(1)及び(2)の要件に該当するものについては、申請し、県教委の承認を得ることにより、手当対象の支給とすることができる。

② 引率人員については、学校教育活動として行う対外運動競技等への参加のために真に必要なであると学校が認める場合には、引率人員基準にかかわらず、現に当該業務に従事する人員によることことができる。

主 催 者 凡 例

略 称	正 称
1 県教委	1 高知県教育委員会
2 県地教連	2 高知県市町村教育委員会連絡協議会
3 郡市地教連	3 郡市町村（学校組合を含む。）教育委員会連絡協議会
4 開催教委	4 市町村（学校組合を含む。）教育委員会
5 小体連	5 小学校体育連盟
6 中体連	6 中学校体育連盟
7 高体連	7 高等学校体育連盟
8 日本陸連	8 （財）日本陸上競技連盟
9 高知陸協	9 高知陸上競技協会
10 県水連	10 高知県水泳連盟
11 四国ろう体連	11 四国ろう学校体育連盟
12 高野連	12 高等学校野球連盟
13 日体協	13 （財）日本体育協会
14 定通高体連	14 定時制通信制高等学校体育連盟
15 全国定通振興会	15 （財）全国高等学校定時制通信制教育振興会
16 県音研	16 高知県音楽教育研究会
17 県吹連	17 高知県吹奏楽連盟

根拠となる法令等

18高教第1315号

平成19年3月12日

各市町村（学校組合）教育長 様
各県立学校長 様

高知県教育長

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（通知）

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年条例第37号。以下「給与条例」という。）第16条に掲げる特殊勤務手当については、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年規則第3号。以下「支給規則」という。）及び特殊勤務手当の運用について（平成9年人事委員長通知。以下「運用通知」という。）によるもののほか、平成19年4月1日以降は、下記事項に留意のうえ、取扱いをお願いいたします。

なお、この通知の施行に伴い、教員特殊業務手当の運用について（昭和48年2月16日付け通知47義第860号）、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取扱いについて（昭和53年3月29日付け通知52義第772号）、教員特殊業務（いわゆる部活動）手当にかかる指導教員数について（昭和53年5月23日付け通知53義第162号）及び対外運動競技等における引率人員の基準について（平成6年1月18日付け通知5教義第1053号）は廃止します。

各市町村（学校組合）教育委員会にあっては、管内の学校に対しても周知してください。

記

1 多学年学級担当手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第1号及び支給規則第7条別表第2の1関係）

（1）課業期間中における取扱い

出勤し授業又は指導を行った日及び命令を受け出張をした場合（引き続く15日を超える出張の場合を除く。）において支給できるものであること。

（2）長期休業期間中における取扱い

学校登校日及び臨海学校等（学校が計画し、かつ実施したものに限る。）において、授業又は指導に従事した場合にのみ支給できるものであること。

（3）手当の請求方法等

別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において授業又は指導に従事した日数を確認のうえ、月例報告を行うこと。

2 教員特殊業務手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第4号及び支給規則第7条別表第2の4関係）

(1) 運用通知別表第2関係2(6)に規定する「任命権者が定めたもの」とは、下記に掲げる団体等が主催又は共催するものであり、その運動競技等への参加が学校教育活動として、あらかじめ学校内で計画されたものとする。

ただし、下記団体等が主催又は共催するものであっても、総会や指導者養成のための講習会等への出席はこの手当の支給対象とならないので注意すること。

疑義が生じる場合にはその都度事前に、教育政策課に協議すること。また、学校においては後に規定する「教員特殊業務整理簿」とともに開催要項の写しを保管しておくこと。

[任命権者が定めた団体]

高知県教育委員会	高知縣市町村教育委員会連合会
市町村（学校組合）教育委員会	郡市町村（学校組合）教育委員会連絡協議会
高知県小学校体育連盟	四国地区ろう学校体育連盟
高知県中学校体育連盟	定時制通信制高等学校体育連盟
高知県高等学校体育連盟	高知県高校野球連盟
高知県教育文化祭運営協議会	高知県高等学校文化連盟

体育的行事に関しては、高知県中学校体育連盟及び高知県高等学校体育連盟が発行する大会一欄表に定める運動競技等（一覧表にない高知県体育連盟支部大会も含む。）については、支給対象とすることができるものとする。

また、平成14年4月1日付け13高体保第359号『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて』の通知を参考とすること。

(2) 運用通知別表第2関係2(15)に規定する「任命権者が定めた基準」とは、以下に掲げるものとする。

ア 対外運動競技等にかかる引率人員の基準について

(ア) 小学校

1校1名とする。(ただし、出場者が20名以上の場合は2名以内とする。)

(イ) 中学校及び高等学校

1種目1校1名とする。(ただし、男女別会場別に出場する場合はそれぞれ1名を加えることができるものとする。)

(ウ) 盲・聾・養護学校

修学旅行業務の引率人員基準に準ずる人員以内とする。

イ 引率人員については、学校教育活動として行う対外運動競技等への参加のため真に必要であると学校長が認める場合にあっては、上記アに示した引率基準にかかわらず、現に当該業務に従事する人員によることができるものとする。

なお、上記アに示す引率人員の基準人数の3倍以上の人数で引率業務に従事し

た場合においては、別紙様式2「対外運動競技等における引率人員について(報告)」を作成のうえ、教育政策課まで報告を行うこと。

(3) 支給規則別表第2の4表(5)に規定する「正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたもの」(以下「部活動指導手当」という。)とは、各市町村(学校組合)立の小学校、中学校及び養護学校の管理運営に関する規則で教育委員会に提出することとされている学校要覧(県立学校にあっては、高知県立学校の管理運営に関する規則第2条に規定するもの)に記載されている部活動をいうものであること。

(4) 部活動の指導教員数の基準について

部活動指導手当の支給を受ける指導教員数の基準については、次のとおりとする。

ア 原則1部1名を基準とする。

ただし、男女別のある部については、1名を加えることができるものとする。

イ 各学校の部活動の活動状況から、2名以上が必要と学校長が認める場合においては、上記アにかかわらず、2名以上とすることができるものとする。

(5) 従事した時間等の取扱い

ア 部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に練習等が中断した時間があっても、指導業務が事実上引き続いていると認められる場合は、当該中断した時間も業務に従事した時間として取扱うことができること。

イ 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取扱うことができること。

また、雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取り扱って差し支えないこと。

ウ 「正規の勤務時間以外の時間等」には、休日における正規の勤務時間が割り振られている時間を含むが、夏季休業の期間その他で単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むものではないこと。

(6) 手当の請求方法等

支給規則第7条別表第2の4の規定による特殊勤務に従事し、手当を請求する場合には、別紙様式3「教員特殊業務整理簿」に記載するとともに、その日数等を確認のうえ、月例報告を行うこと。

3 教育業務連絡指導手当の取扱いについて(給与条例第16条第2項の表第5号及び支給規則第7条別表第2の5(1)関係)

(1) 支給規則第7条別表第2の5の(1)の表備考欄に規定する「任命権者が定める基準」とは次の表に掲げるものとする。

区分	名称	手当が支給されないもの
小学校	教務主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	分校主任	
中学校	教務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
高等学校	教務主任	
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	総務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	農場長	3学級未満の学校に置かれるもの
盲・聾・養護学校	教務主任	
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの 中学部に置かれるもの
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	寮務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの

注 学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第5条」に基づく学級数をいう。

(2) 支給の要件

ア 手当支給の対象となる主任等の職務を担当する教諭（以下「手当支給主任である教諭」という。）が、その所属する学校に登校し現に勤務した日については、その教諭は当該業務に従事したものとみなして手当を支給して差し支えないこと。

（その勤務が宿直勤務である場合を除く。）

- イ 長期休業等児童又は生徒に対する授業等を休業している期間に登校し勤務した日、又は週休日、休日等に特に勤務を命ぜられて勤務した日についても手当を支給して差し支えないこと。（その勤務が宿日直勤務である場合を除く。）
- ウ 手当支給主任である教諭が、その所属する学校に勤務しない場合であっても、次の場合は手当を支給して差し支えないこと。
 - (ア) あらかじめ校長等の指示を受け、関係公署との連絡その他公務上の必要により終日校外で勤務する場合
 - (イ) 研修等の受講を命じられ、当該命令に基づき特定の研修施設等で受講する場合
 - (ウ) 命令に基づき出張している場合（その出張が修学旅行を除く外国出張、国内留学等特別のものである場合を除く。）は支給できるが、出張期間中の休日、週休日については、「教員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規定」に基づいて時間外勤務を命じた場合を除いて支給できないこと。
- エ 手当支給主任である教諭が登校し、その日の勤務時間の一部を勤務した後に年次休暇等を承認され、その日の以後の勤務時間を勤務しなかった場合においても、その日の勤務に対して手当を支給できること。
- オ 手当支給主任である教諭が、他の手当支給主任を兼ねている場合は、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。
- カ 手当支給主任である教諭が、教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づき、所属長の承認を受けて行う研修のため登校しない場合は、その日は手当を支給することができないこと。

(3) 手当の支給等に関する取扱い

別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を出勤簿等で確認のうえ、月例報告を行うこと。

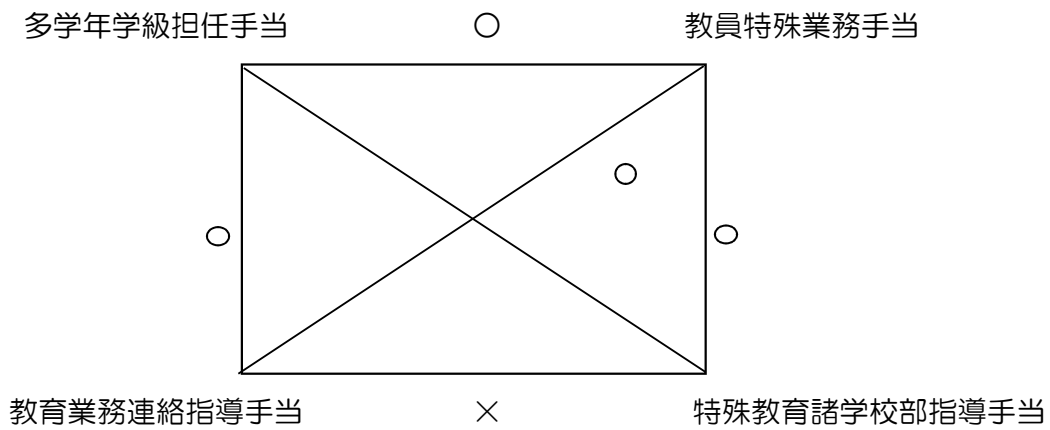
4 特殊教育諸学校部主事手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第5号及び支給規則第7条別表第2の5(2)関係）

(1) 支給の要件及び手当の支給等に関する取扱い

手当の支給対象となる部主事の職務を担当する教諭については、上記3の(2)及び(3)の規定を準用するものとする。

5 特殊勤務手当の併給について

教育職員の特殊勤務手当の併給については、支給規則7条第3項の規定にかかわらず、下図に示す併給が可能であること。



注：○は併給があることを示す。

×は併給がないことを示す。

6 その他の特殊勤務手当の請求方法等

この通知の1から4に規定する特殊勤務手当以外の手当については、別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を確認のうえ、月例報告を行うこと。

月例報告のシステム入力については、入力欄、日数等に誤りのないよう慎重に行うこと。

7 質疑応答集について

特殊勤務手当質疑応答集については手当運用の参考とすること。

8 施行日

この通知は平成19年4月1日から施行する。

平成 年 月分 特殊勤務実績簿

学校名 ()

職名	(職員番号) 氏名	業務の内容	従事した日数				学校長 確認印	従事者 確認印	支給額	備考	
			多学年学級担当手当		連絡指導 手当	部主事 手当					その他の手当
			3学年以上	2学年							
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										

記入要領等

- 1 この整理簿は、所属職員の教員特殊業務手当及び面接指導手当以外の特殊勤務手当の支給対象となるものについて、当該手当の支給に必要な事務の整理をするものであること。
- 2 「業務の内容」欄は、職員が従事した業務について、簡潔に記入すること。
- 3 「従事した日数」欄はその月に係る当該業務に従事した総日数を種類別に記入すること。
- 4 「金額」欄は特殊勤務手当を支給することとなった場合に、金額を記入すること。
- 5 「備考」欄はこの整理簿を補足する事項や特殊勤務手当を支給することとなった場合に、その計算式を記入すること。

平成 年 月 日

教育政策課長 様

学校名
 学校長氏名

対外運動競技等における引率人員について（報告）

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（平成19年3月12日18高教職第1315号）通知2（2）イの規定により、下記のとおり報告します。

記

対外運動競技等の名称	実施年月日	実施場所	引率した児童生徒数	引率人員基準による教員数	学校長が認めた数	学校長承認理由

記入要領等

- 1 この報告は、対外運動競技等に係る引率人員基準の3倍以上の人数で引率した場合において作成するものとする。
- 2 この報告は、郵送によるもののほか、FAX又は所属メールアドレスからの発信によるメールの方法により提出すること。

平成 年 月分 教員特殊業務整理簿

氏名		職員番号	
----	--	------	--

○ ○ ○ 学校

日	曜	要件	区分	業務内容	従事時間	従事場所	所属長 確認印	従事者 印	備考
					～				
					～				
					～				
					～				
					～				
					～				
					～				
					～				
					～				
					～				

記入要領等

- この整理簿は、教員特殊業務手当及び面接指導手当の支給対象となるものについて、当該手当の支給に必要な事務の整理をするものであること。
- 記入にあたっては、次のように記入すること。
 - 「要件」欄：週休日等 半日振替日 その他
 - 「区分」欄：非常災害 救急業務 補導業務 修学旅行等 対外運動等 入学試験業務 部活動4 部活動2 面接指導
※部活動4は4時間以上、部活動2は2時間以上4時間未満をいう。
 - 「業務内容」欄：職員が従事した業務について、その内容を詳細に記載すること。
 - 「従事時間」欄：左欄に従事した終始の時刻を、右欄にはそのうち手当支給の対象となる時間を記入すること。
 - 「備考」欄：この整理簿を補足する事項や教員特殊業務手当を支給することとなった場合に、その額を記載すること。

平成 □ 年 △ 月分 特殊勤務実績簿

<記載例①>

学校名 (○ ○ ○ 学校)

職名	(職員番号) 氏名	業務の内容	従事した日数				学校長 確認印	従事者 確認印	支給額	備考	
			多学年学級担当手当		連絡指導 手当	部主事 手当					その他の手 当
			3学年以上	2学年							
教諭	(123456) 丸内 太郎	1年生及び2年生担当 教務主任		20	20			5,800 4,000	290円×20日 200円×20日		
教諭	(123123) 上町 花子	研究主任			19			3,800	200円×19日		
	()										
教諭	(121212) 本町 次郎	小学部主事				20		5,400	270円×20日		
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										

記入要領等

- 1 この整理簿は、所属職員の教員特殊業務手当及び面接指導手当以外の特殊勤務手当の支給対象となるものについて、当該手当の支給に必要な事務の整理をするものであること。
- 2 「業務の内容」欄は、職員が従事した業務について、簡潔に記入すること。
- 3 「従事した日数」欄はその月に係る当該業務に従事した総日数を種類別に記入すること。
- 4 「金額」欄は特殊勤務手当を支給することとなった場合の金額を記入すること。
- 5 「備考」欄はこの整理簿を補足する事項や特殊勤務手当を支給することとなった場合に、その計算式を記入すること。

特殊勤務手当 18

平成 □ 年 △ 月分 教員特殊業務整理簿

様式3
<記載例②>

氏名	本町 次郎	職員番号	121212
----	-------	------	--------

○ ○ ○ 学校

日	曜	要件	区分	業務内容	従事時間	従事場所	所属長 確認印	従事者 印	備考
3	火	半日振替日	非常災害	暴風雨（台風〇号）のため、ガラス戸補強等施設保全。 （〇月4日午前2時頃室戸岬付近へ上陸）	12:30 ~ 20:40 8:10	学 校	（升）	（本）	6,400円
9	月	その他	救急業務	3年生〇〇が校門前で午後4時20分頃自動車と衝突、 応急処置ののち救急車で△△病院に収容、以後生徒の看護に 従事し、午後11時30分頃保護者に引き渡す。	16:20 ~ 23:30 6:15	学 校 〇〇病院	（升）	（本）	6,000円
14	土	週休日等	補導業務	午前9時40分頃、2年生の担任生徒〇〇が4~5人の 生徒に連れ出された旨校長から電話があり、直ちに登校、 打ち合わせののち市内を捜索。午後5時頃発見、同5時20分 保護者に引き渡す。	9:40 ~ 17:20 7:40	学 校 〇〇市内一円	（升）	（本）	6,000円
16	月	その他	修学旅行等	学校集合8:00学校出発8:30〇〇県〇〇市到着。 〇〇県〇〇市、〇〇市を経て〇〇ホテル着。 （就寝22:00） 生徒数38名（3年生）	8:30 ~ 22:00 13:30	学 校 中 〇〇ホテル	（升）	（本）	3,400円
17	火	その他	修学旅行等	起床6:00ホテル発〇〇県〇〇市〇〇、〇〇を経て〇〇 ホテル着。（就寝22:00）	6:00 ~ 22:00 16:00	車 中 〇〇ホテル	（升）	（本）	3,400円
18	水	その他	修学旅行等	起床6:00ホテル発8:00 〇〇県〇〇市を経て16:00学 校着16:30解散。	6:00 ~ 16:30 10:30	〇〇ホテル 学 校	（升）	（本）	3,400円
					~				

記入要領等

- この整理簿は、教員特殊業務手当及び面接指導手当の支給対象となるものについて、当該手当の支給に必要な事務の整理をするものであること。
- 記入にあたっては、次のように記入すること。

「要件」欄：週休日等	半日振替日	その他	林間・臨海学校を含む
------------	-------	-----	------------

「区分」欄：非常災害 救急業務 補導業務 修学旅行等 対外運動等 入学試験業務 部活動4 部活動2 面接指導
 ※部活動4は4時間以上、部活動2は2時間以上4時間未満をいう。
 「業務内容」欄：職員が従事した業務について、その内容を詳細に記載すること。
 「従事時間」欄：左欄に従事した終始の時刻を、右欄にはそのうち手当支給の対象となる時間を記入すること。
 「備考」欄：この整理簿を補足する事項や教員特殊業務手当を支給することとなった場合に、その額を記載すること。

平成 □ 年 △ 月分 教員特殊業務整理簿

様式3
 <記載例③>

氏名	本町 次郎	職員番号	121212
----	-------	------	--------

出発から解散までの業務の時間
 手当対象となる従事

○ ○ ○ 学校

日	曜	要件	区分	業務内容	従事時間	従事場所	所属長 確認印	従事者 印	備考
21	土	週休日等	対外運動等	高知県中学校春季ソフトボール大会 学校集合8:20、学校出発8:30、学校着16:20、 解散16:30	8:30 ~ 16:30 8:00	春野総合運動公園	升	本	3,400円
22	日	週休日等	部活動4	高知県中学校春季ソフトボール大会 学校集合8:30、学校出発8:40、学校着15:00、 ソフトボール練習1時間、解散16:30	8:30 ~ 16:30 8:00	春野総合運動公園	升	本	2,400円
28	土	週休日等	部活動4	ソフトボール練習。集合時間13:00 ランニング、柔軟体操 30分 トス、フリー、ノック 1時間 試合 2時間 調整30分 解散 17:00	13:00 ~ 17:00 4:00	学 校	升	本	2,400円
29	日	週休日等	部活動2	ソフトボール練習 集合時間14:00 ランニング、柔軟体操30分 トス、フリー、ノック2時間30分 解散 17:00	14:00 ~ 17:00 3:00	学 校	升	本	1,200円
				集合時間を練習開始時間と解している					
				対外運動競技等に該当する大会であるが、「対外運動競技等」の手 当対象となる業務時間は8:40~15:00(6時間20分)のため「部活					
					~				

記入要領等

- この整理簿は、教員特殊業務手当及び面接指導手当の支給対象となるものについて、当該手当の支給に必要な事務の整理をするものであること。
- 記入にあたっては、次のように記入すること。
 「要件」欄：週休日等 半日振替日 その他
 「区分」欄：非常災害 救急業務 補導業務 修学旅行等 対外運動等 入学試験業務 部活動4 部活動2 面接指導
 ※部活動4は4時間以上、部活動2は2時間以上4時間未満をいう。
 「業務内容」欄：職員が従事した業務について、その内容を詳細に記載すること。
 「従事時間」欄：左欄に従事した終始の時刻を、右欄にはそのうち手当支給の対象となる時間を記入すること。
 「備考」欄：この整理簿を補足する事項や教員特殊業務手当を支給することとなった場合に、その額を記載すること。

特殊勤務手当 20

P79

内容現在2009/3/31

(部活動手当)

問1 「学校の管理下において行われる部活動」とはどのようなものか？

(答) 学校における教育活動の一部として行われる部活動のことをいい、学校における教育活動とは関係なく市町村、地域教育団体等の責任において実施される社会教育活動等として実施される部活動は含まない。

問2 「児童又は生徒に対する指導業務」とはどういうことか？

(答) あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当にかかる部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。したがって、特定の教員が特定の部の指導にあたるのが公務分掌上明らかであることが必要です。

問3 駅伝大会への参加のため、臨時的に編成した部の指導に従事した場合、部活動手当を支給できるか？

(答) 部活動は、年間を通じ計画的に実施されるものであり、臨時的に編成された部に係る指導業務は、手当支給の対象とならない。

問4 外部指導者を招いて競技の指導を行っている部活動は手当の対象になるか？

(答) 部活動の指導を担当することとされている教員が、その際に管理、監督して行っている部活動の指導業務であれば、手当対象となる。

問5 生徒を引率して試合の観戦に行った場合、手当を支給してよいか？

(答) 部本来の目的のための活動やトレーニングとして実施されるもので、部活動の一環として実施されたものであることが明らかである場合は、部活動の指導業務を行ったものとして手当を支給できる。

問6 「部活動」の指導業務には、対外運動等の指導業務も含まれるか？

(答) 「部活動」の指導業務の手当対象となる指導業務には、部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務を含むものとしている。したがって、部活動としての対外運動競技等が勤務を要しない日等に行われ、指導業務に従事した時間が2時間以上であるが8時間程度に及ばない場合は、「部活動」の指導業務として手当を支給できる。

(対外運動競技等)

問7 「対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務」は競技会等の開始から終了までの業務に限られるか？
また、運動競技等が雨天順延となり、宿舎で待機した場合、当該待機も指導業務に含めてよいか？

(答) 設問の場合、例えば学校に集合して出発し競技等の終了後帰校してから解散したような場合には、出発から解散までの間における業務を含み、また、雨天順延のために宿舎で待機した場合も含まれる。なお、この扱いは「学校の管理下において行われる部活動」の場合に行う指導業務についても同様である。

問8 対外運動競技等から帰校後、練習を行っていて解散した場合は、練習等の時間も含めてよいか？

(答) 対外運動競技等の指導業務（8時間程度）に含まれる従事時間は問7のとおりであるが、帰校後に行われた通常の部活動指導業務と判断される時間は除くものとする。

問9 対外運動競技に、児童生徒引率教員とは別に審判員として参加した教員には手当が支給できないか？

(答) 当該手当は、生徒を引率して行う指導業務に対して支給されるものであるため、手当は支給できない。

問10 自校が対外運動競技会の会場となった場合、引率指導業務の手当は支給できるか

(答) 自校の児童生徒が大会に参加し、8時間程度業務に従事していれば支給対象として取り扱ってよい。
その場合、他校等で開催された大会に引率する場合の教員数と均衡がとれていることや役員等で大会に携わった教員は支給対象に含めてはならないこと等に留意する必要がある。

問11 任命権者が定めた対外運動競技等は、国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校教育団体若しくは教育研究団体の開催するものであるが、後援する場合も対象となるか？

(答) 後援という形態の場合は、手当の支給対象となる対外運動競技等に該当しない。
*大会名称が昨年と同じであっても開催要項等で確認を行い、写しを保管しておくこと。

問12 市教育委員会が主催する弁論大会に視聴者として参加する自校の生徒を引率した場合、当該業務に該当するか？

(答) 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。

問13 全国高等学校体育連盟主催の運動競技会に応援団として参加する生徒を引率した場合、当該業務に該当するか？

(答) 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。

問14 対外運動競技会に参加数ため、宿泊を伴い生徒を引率した。1日目は開会式、2日目以降に試合が行われた場合、開会式を含め手当を支給してよいか？

(答) 引率指導業務が8時間程度行われている場合は、開会式のみ参加した日も支給対象となる。

(修学旅行、林間・臨海学校)

問15 「修学旅行、林間・臨海学校等」については、学校が計画し、実施されるものであればクラス単位又は参加が任意のものであっても該当するか？

(答) これらの行事が教育活動の一環として学校が計画し実施するものであれば、その行事の規模に関係なく、クラス単位であっても、また、任意の形態のものであっても該当する。ただし、部活動とみられるものはこれに該当しない。

問16 自校の施設を利用して宿泊学習等を実施する場合であっても該当するか？

(答) 校内で実施されるものは原則として該当しない。ただし、校外で実施される林間学校等と同等の形態で実施されるものであれば例外的に該当すると扱っており、平素と異なった環境のもと(いわゆる学校外)でオリエンテーリングなどを実施し、宿泊場所が会場の都合から学校となった場合等がその例としてあげられる。

(児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務)

問17 登下校時の児童が交通事故にあい、その救急に当たった場合の業務は該当するか。また、日曜日に自宅付近で自校の児童の交通事故に遭遇し、その旨を学校長に連絡し救急業務に従事した場合はどうか？

(答) 当該教員が公務として行った場合は該当する。

問18 授業中生徒が負傷し、応急処置を施した後病院に同行し、引き続いて当該生徒に付き添った場合、その付き添いは救急業務に該当するか？

(答) 学校長の指示により、保護者に引き渡すまでの時間の付き添いを行った等、学校の管理下で行われた児童生徒に対する救急の業務である場合は該当する。ただし、入院をさせて後の付き添いは、特に医師の指示等がない場合など、緊急性がないと思われる場合は、救急業務に当たらないと判断されるので、その場合の状況により学校長の指示に従うこと。

(その他)

問19 修学旅行における児童生徒の引率指導業務に従事中、児童生徒が負傷したため、その救急業務に従事した場合のように、同一の日に二以上の業務に従事した場合には、手当支給はどうか？

(答) それらの業務のうち主として行った一の業務にかかる手当を支給する。

問20 従事時間は「日中8時間程度」とされているが、8時間未満である場合は対象とならないか？

(答) 従事時間が7時間30分以上あれば、対象としてよい。

(多学年学級担当手当)

問21 臨時休校および学年閉鎖の場合、手当支給の該当になるか？

(答) 勤務しておれば支給してよい。

問22 夏季休業中、全校児童対象に希望申込みを取り水泳指導を行った。当該手当の支給対象となる学年も指導したが、手当支給の該当になるか？

(答) あらかじめ計画された学級全体に係わる指導であれば支給対象となるが、希望者を募ったようなものであれば、対象とならない。

(教育業務連絡指導手当)

問23 在籍児童数1名の特別支援学級の児童が転出し、在籍児童がいなくなったため、当該学年の学級数が3→2に減ってしまった。学年主任手当は児童が在籍する日までの支給でよいか？

(答) お見込みのとおり。
教育業務連絡指導手当は学級数を基準に支給される日額手当である。

問24 手当支給対象主任を兼務している場合、倍額の手当を支給できるか？

(答) いずれか一方の主任に係わる業務に対してのみ支給する。

問25 多学年学級担当の教務主任が、当該担当の6学年の修学旅行に従事した場合、それぞれの支給要件に該当すれば、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、特殊業務手当を併給できるか？

(答) 併給できる。

根拠となる法令等

18高教職第1316号

平成19年3月12日

各学校長 様

教職員課長（公印省略）

部活動等の取扱いについて（通知）

学校管理下で行われる部活動及び対外運動等の引率業務は、学校が計画し実施するものであり、その執行方法、成果の報告などについて学校長の指示に従い、学校長が責任をとりうる態勢の下に実施される必要があることは既にご承知のことと思います。

平成19年3月12日付け18高教職第1315号「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」の通知により、教員特殊業務手当を支給するための様式及び事務処理の取扱いが変更になりました。

これに伴い、平成19年度から「特殊業務整理簿」が事前に学校長の承認を受けることから実績を確認することに変更になったため、学校においては、事前に、1週間又は1月単位で部活動等の計画書を作成して学校長の承認を得るなど、部活動等の指導が計画に基づいた業務であることの説明が果たせる書類等を整備しておくようにしてください。